

# 戦争体験証言ビデオ貸出要項

## 1 目的

編集済み戦争体験証言ビデオ（以下、「証言ビデオ」という。）を貸し出すことによって、県内外の人々により深く、沖縄戦の実相と平和の尊さを知ってもらう。

## 2 利用方法

(1) 利用者は「貸出用戦争体験証言ビデオリスト」をもとに、「戦争体験証言ビデオ貸出申請書」（以下、「申請書」という。）を提出、又は沖縄県電子申請システムを使用して貸出の申請を行う。

(2) 職員は申請の内容を確認した後、「戦争体験証言ビデオ貸出許可証」（以下、「許可証」という。）を証言ビデオと一緒に申請者に渡す。

(3) 利用者は証言ビデオ返却の際は許可証も一緒に提出する。

## 3 貸出期間

原則として2週間以内とする。

## 4 貸出本数

原則として5本以内とする。

## 5 貸出条件

(1) 申請の目的以外に使用しないこと。

(2) 転貸借をしないこと。

(3) 複製をしないこと。

(4) 営利目的に使用しないこと。

(5) 滅失・汚損・き損した場合は、相当の代価をもって損害を賠償すること。

## 6 その他

証言ビデオの貸出は無料とする。但し、郵送又は宅配便利用の際は申請者負担とする。

沖縄県平和祈念資料館

〒901-0333 沖縄県糸満市摩文仁614番地の1

TEL 098-997-3844

FAX 098-997-3947